

番号	募集要項	確認書類等	事項区分	確認する内容	法人(1)			法人(2)		
1. 応募法人の経営等に関する事項					6 点			6 点		
1	3 (1)	様式3 プレゼンテーション	確認	・設立目的・経営実績、組織の状況及び運営理念・方針の具体的な説明がなされているか	2	1	0	2	1	0
2	3 (3)	様式2 プレゼンテーション	確認	・応募の動機や目的が法人運営理念・方針との関係を踏まえ明確に示されているか	2	1	0	2	1	0
3	3 (1)	様式6 提出書類10～12	確認	・経営状態が安定しているか	2	1	0	2	1	0
小 計										
2. 事業運営に関する事項					14 点			14 点		
4	4-2 (1)	様式4-1(1)	確認	・障害福祉サービス提供の基本方針が障害者総合支援法等を踏まえ、適切なものとなっているか	2	1	0	2	1	0
5	4-2 (7)	様式4-1(2)	確認	・1週間に土・日曜日のいずれかを含む5日を事業の実施日としているか	2	1		2	1	
6	4-2 (8)	様式4-1(3)	確認	・事業実施時間の開始は午前10時以前、終了は午後5時以降の時間としているか	2	1		2	1	
7	4-2 (4)	様式4-1(4)	確認	・障害者虐待を未然に防止するための対策が講じられているか(委員会の設置及び研修の実施)	2	1	0	2	1	0
8	条例第5条	様式4-1(5) 提出書類23	確認	・災害訓練、消防訓練等の実施が予定されており、各種マニュアルが整備されているか	2	1	0	2	1	0
9	条例第18条	様式4-1(6)	確認	・苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置しているか	2	1	0	2	1	0
10	条例第19条	様式4-1(7)	確認	・事故発生時の対応方法について適切な措置が講じられているか ・損害賠償保険の加入を予定しているか	2	1	0	2	1	0
小 計										
3. サービス内容等に関する事項					12 点			12 点		
11	省令第2条 第3項	様式4-2(1)	確認	・指定計画相談支援の事業は、利用者に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。	2	1	0	2	1	0
12	省令第2条 第5項	様式4-2(2)	確認	・市、障害福祉サービス事業を行う者、その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。	2	1	0	2	1	0
13	省令第20条	様式4-2(3)	確認	・職員の研修を実施する等して、相談支援専門員等の資質の向上に積極的に取り組んでいるか。	2	1	0	2	1	0
14	2-(1)-③	様式4-2(4)(5) 様式9 プレゼンテーション	提案	・上記事業の他、新たな取り組み等の提案がなされているか	2 ×3	1 ×3	0 ×3	2 ×3	1 ×3	0 ×3
小 計										

↑ この番号は、提出書類各様式の要求事項番号（要番）と一致しています。

番号	募集要項	確認書類等	事項 区分	確認する内容	配 点			配 点		
4. 職員体制に関する事項					11 点			11 点		
15	4－3 (1)～(5)	様式4－3 (1)～(5)	確認	・職員配置は市条例等の配置基準を遵守しているか	2	1		2	1	
16	4－3 (1)～(5)	様式4－3 (1)～(5)	確認	・職員のうち2名は常勤として配置されているか	2	1		2	1	
17	4－3(3)	様式4－3(3)	確認	・精神保健福祉士等の専門職員が配置されているか	2	1		2	1	
18	4－3(4)	様式4－3(4)	確認	・専従の相談支援専門員の配置はあるか	2	1		2	1	
19	4－3(5)	様式4－3 (5)	提案	・ピアカウンセラーを1名以上配置しているか		1 ×3	0 ×3		1 ×3	0 ×3
小 計										
5. 事業を行う物件に関する事項					9 点			9 点		
20	4－1(1)	様式5	確認	枚方市内に所在し、交通アクセスの整った立地条件であること。	2	1	0	2	1	0
21	4－1(1)	様式5	提案	東部地域(※ 津田南、藤阪、田口山、菅原東、菅原、西長尾、津田、氷室及び長尾の9小学校区のいずれか)に所在する。		1 ×3	0 ×3		1 ×3	0 ×3
22	4－1(2)	様式5	確認	事業に用いる物件を取得または賃借している、またはその見込みがあるか		1			1	
23	4－1(3)	様式5	確認	事業を実施する上で、構造および設備等の内容が建築基準法(昭和25年法律第201号)等関係法令に適合する施設であるか		1			1	
24	4－1(4)	様式5	確認	「枚方市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日条例第43号)」他に基づく設備を設置しているか	2	1		2	1	
小 計										

総合計 点		
-------	--	--

委員 名 _____

◇採点にかかる注意事項 ・確認事項を満たしている場合は、1点とする。 ・確認事項を上回る場合は、2点とする。 ・確認事項を下回る場合は0点とする。 ・提案事項がある場合は、1点とする。 ・提案事項について、優れたものがある場合は、2点とする。 ・提案事項がない場合は、0点とする。 ・募集要項欄内の「条例」については「枚方市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年12月9日条例第43号)」を指し、「省令」については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)」を指すもの。 ◇配点について ・満点(確認事項及び提案事項がすべて最高点の場合)は52点とする。 ・確認事項がすべて1点で提案のない場合(0点)は21点となる。
--